

Title	大山梓氏学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.4 (1967. 4) ,p.162- 165
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0162">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0162</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大山梓氏学位請求論文審査要旨

論文題目「旧条約下に於ける開市開港の研究」

学位請求のための大山梓氏提出の論文は、『旧条約下に於ける開市開港の研究』と題し、その内容は、序、第一節「安政条約と附属取極」、第二節「三港開港と居留地」、第三節「二都二港開市開港と居留地」、第四節「条約改正と居留地」、結論、以上の部分より成る四百字詰用紙五百七十九枚の論文である。論者は本研究の目標について、序の中で「旧条約下の開港開市の規定、居留地の存否、居留地の性格、各居留地の特質などを検討し、併せて条約改正の外交交渉と関連し、居留地の制度が、いかに処分されたかを考察する」と述べている。

抑も旧条約即ち安政五国条約の下に生じた所謂外人居留地の制度は、領事裁判権（治外法権）及び協定関税制度と共に、幕末開国期において我国民に負荷された不平等条約に基づく開市開港の果実であり、これら外国権益の消滅を望む我国民の願望が条約改正問題として、長く我内政外交上の大目標であつたことはいふまでもない。しかも安政五年より陸奥改正条約の成果として明治三十二年居留地制度が廃止となるまでの四十年間は、領事裁判権も関税協定権も、主として開港市場の居留地を背景に条約国人の享有するものであつ

たから、居留地制度の研究こそは、我国不平等条約研究上の眼目ともいうことができる。ところが居留地の実態は、日本側の統一的政策の欠如と外国人側の恣意的行為とによつて、その時期及び場所により細目的には相違を来たして複雑多岐な様相を呈し、且つその記録も多く散佚して実態把握が容易でない儘に、今日までその総合的研究乃至は変遷過程の史的研究は、全く試みられていなかった。論者の研究は、端的にこれを評すれば、この分野の学問的空白を埋めようとするものといえる。

第一節「安政条約と附属取極」は、条約規定と開市開港、附属取極と開市開港、行政組織と土地制度の三項に分れていて、本研究の総論の部分と認められる。論者は本節において、先ず開港場と開市場とを明白に区別し、安政五国条約上、前者は「居留（永久居住）の条約国人が土地を賃借し、建物を購入し、住宅倉庫を建築する権利を有する区域」、後者は「逗留（一時居住）の条約国人が単に建物を賃借する権利を有する区域」即ち「条約上、相对借家の雑居地」と原則が定められているに拘らず、安政条約に基づいて地方官憲と領事（場合によつては幕閣と公使）との間に約定される筈の附属取極（地所規則、港則等）に問題があるとする。即ちこれら附属取極において屢々右の条約原則が無視されて逸脱した取極が結ばれたり（開市場たる東京の築地居留地、開港場に変更される以前の大坂居留地の如きは、附属取極の約定に際し日本側が条約外の譲歩をしたものと断じている）、また地方官憲の承認なしに領事側で恣意的に規定した例（長崎港則等）もあり、更に条約国人側が勝手に約定居留地外の市

街地に借家居住してこれが慣習化したりした(例、函館)ため、各開港市場における実情は、居留と逗留との区別も実際には行われなかつたことと相俟つて、それが徒らに事端を滋くした所以と明言している。従つて論者の研究によれば、例えばハリス条約の和文にいう「只商売を為す間にのみ逗留する事を得べし」即ち、開市場においては一時居住のみを認めるといふ条項は、幕府側の「意識的誤訳であろう」とする説(『横浜市史・第二巻』石井孝氏)や、「安政条約の相对借家の雑居地は居留地設定までの暫定措置であつた」とする説(『東京都市紀要・築地居留地』川崎房五郎氏)の如きは、いずれも誤りとなる。

次に居留地における借地権取得の方法、自治行政の状態、地代賦課の実情等について、それが行われた各居留地毎に、夥しい外務省記録や現地に所蔵されている資料等から索出して、例えば長崎居留地において万延元年から明治九年までの十六年間行われた「行事」(外人自治行政委員)の権限とか、横浜居留地において元治元年から慶応三年までの三年間行われた「ポリス」(外人警察)の実態とか、また中国の多くの租界の場合と異り日本の居留地においては借地外人から地代が確実に徴収された状況等、居留地における多様な外国行政の変遷について、詳細な比較検討を加えている。

第二節「三港開港と居留地」は、長崎、函館、横浜の各開港場の居留地について、第三節「二都二港開市開港と居留地」は、神戸、大阪、東京、新潟及び夷港の各開港市場の外人居住地について述べていて、いわば本研究の各論の部分である。前者の三港と後者の五

港市とは、幕末期外交上一大難関であつた所謂二都二港開市開港延期事件を挾んで、単に開港市の時期を異にするばかりではなく、条約附属取極の方針においても差異があつたことを、個々の関係取極について詳細に研究している。且つ前者の三港間においても、例えば「港則」についていえば、長崎のものは英米領事が擅に作成実施し、函館のものは奉行と英米代表とが合意しており、また「地所規則」にしても、長崎のそれは奉行と領事団との合意により、横浜のそれは領事側が勝手に作成したこと等、その成立から変遷について詳細に比較検討を加えている。

明治初期において外国人自治行政の行われた各居留地を通じて、行政費中警察権行使のための経費が嵩み、それが自治行政権を地方官憲へ返還する最大原因となつたこと、例えば長崎居留地においては明治九年に外人行政委員会から長崎県庁へ移管されたが、同県は居留地内の施設維持費として、明治二十二年の居留地内民有地の政府買上に至る間、何等の立法措置を講ずることなく、居留地内借地外人より徴収した地代を二割天引して邦人地主に手交した所謂二割金問題の経緯を審らかに考証して、従来の官費によつて支弁されたとする説(例『M. Paske-Smith, Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days, 1603—1868.』)の誤りを指摘している。長崎居留地における外人自治廃止の経過は、外務省記録焼失のため『日本外交文書』にも収められていないし、『横浜市史』にも言及されていないが、論者は長崎図書館蔵の文書中からその資料を発掘している。函館「地所規則」の邦文のものは外務省蔵『統通信全覽』

に載っているが、論者は函館市立図書館蔵の文書中からその英文のものを発見している。

従来、地方史家が屢々居留地自体を治外法権区域と考え勝ちのためか、地方史書において居留地警察権の回収運動について言及したものは、殆どこれを認め難いが（尤も東京、函館両居留地においては、約定はあつたが当初から条約国人による警察権の行使は実際には行われなかつた）、論者は神戸及び大阪居留地の各「行事」警察と地方警察との権限争いや、その交渉の経緯を追究して事情を明白にしている。また新潟における外人の居住形態（雜居）と借地制度に関する研究において、結局、同地には居留地が設定されず従つて永代借地も存在しなかつた事実を立証し、従来新潟にも永代借地権が設定されていたとする通説（例、新日本史大系『近代社会』下村富士男氏）を否定している。

第四節「条約改正と居留地」は、居留地制度の廃止を初めて列国との交渉の場にのせようと考えた岩倉大使の時期から、続いて寺島、井上、大隈の各外務卿・大臣による改約交渉時代を経て、日清戦争前後期の法権撤廃の改約成功に伴ひ明治三十二年居留地制度廃止に至る陸奥外相時代までを、五期に分けて論じている。この部分に対する論者の研究は、居留地問題を軸とする条約改正交渉史であるが、従来このような視点から改約交渉について論じた者はなかつた。しかも論者はこの部分においても、幾つかの事実を初めて明らかにしている。例えば内地開放の提案を、要路者の反対を押えて決定し、所謂鹿鳴館時代を惹起して欧米崇拜者の如くいわれたりもした井上

外務卿が、県令県知事をして遠慮なく、借地料滞納の外国人（英人、蘭人）を領事法廷に訴えさせて、滞納に対し強硬な態度を以て臨んだ事実（地券取消や家屋公売の決定もあつた）は、論者によつて初めて紹介されたものである。また例えば、米国人が居住し米国商船が出入する函館港の米国領事館を、彼国側が一方的に閉鎖したことに対する日本側の抗議（明治十六年）についても、同様なことがいえる。

「結論」の中で、明治三十二年七月居留地制度そのものが廃止となつた時点において、「条約諸国が日本領土内の特定地点で行使していた唯一の権力たる神戸居留地及び大阪居留地の二箇所的地域的権力も、その面積が僅かに五万五千八百八十一坪八五にすぎなかつた。その他の外国人の居住地域で、日本が唯一且つ専屬に管轄していた面積が、四十六万五千六百六十九坪〇四に達していたのであつた。この数字からも、日本においてはアジアの諸国と異り居留地の自治行政が真に発展しなかつた事実を物語っている」と述べている。

以上、論者提出論文の特徴ともいふべき点を挙げたが、本論文は、我国外人居留地に対して初めて試みられた制度的研究と称すべきものであり、且つ各居留地に現実に行われ、また行うために擬定はされたが実際には行われなかつたところの条約附屬の諸取極類を網羅収集した上に、各居留地の実態について比較論証された新しい研究である。

併しながら、日本における居留地の出現は、清国における租界の場合と同様、共に十九世紀中葉に欧米列強により極東の後進国に対

して加えられた「国の中の一小外国」即ち、imperium in imperio という重圧であるから、若し論者の居留地に対する制度的研究が、租界のそれと比較して論じられたならば、論者の結論の一部が更に精彩を放つと同時に、外国権益の撤廃に対する往年の日本外交と中国外交との差異が、この分野においても明瞭に表われて、殊に日本の為政者が一層開明的、積極的であつたことが同じ不平等条約からの脱却に早く成功した所以であることを、立証し得たと思う。また本論文中に、居留地制度の出現からその廃止に至る間の背景についての外交史的叙述が少いことは、直接には本研究にとつては必要のないことではあるにしても、複雑多岐な居留地制度に対する考証論究が頗る詳密に行われていただけに、問題を全体として理解する上に点睛を欠く如き憾みがあると思う。

要するに本論文の如きは、多年外務事務官として歴大な外務省記録の閲読、検討、整理、取捨を基礎に、『日本外交文書』の編纂実務に携わつて来られた論者にして初めて成し得たところであつて、学界に新しく且つ貴重な知見を加えたものというべく、本論文中に示されている論者の学殖は法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに足るものと認められる。

昭和四十二年二月十日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 英 修道  
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 前原 光雄  
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 手塚 豊

学位請求論文審査要旨

## 人見康子氏学位請求論文審査要旨

論文題目「夫婦別産制についての再検討」

参考論文 財産分与・慰籍料(家族問題と家族法Ⅲ「離婚」所収)

参考資料 フィリッピンの夫婦財産制(ホセ・C・ラウレタ

原著の邦訳) (新比較婚姻法Ⅵ「東南アジア(Ⅱ)」所収)  
収予定)

学位請求論文として提出された本研究は、「夫婦別産制についての再検討」と題される主論文が主要なものであるが、これに参考論文として「財産分与・慰籍料」と題される論稿一編と、参考資料として「フィリッピンの夫婦財産制」と題される翻訳一編とが附加されている。

本研究に関する審査要旨は、次の通りである。

先ず、主論文の構成についてみると、第一章「英国における夫婦別産制の検討」、第二章「米国における夫婦財産制の検討」、第三章「フランスにおける夫婦財産制の改正」、第四章「西ドイツにおける夫婦財産制の改正」、第五章「日本における夫婦別産制の検討」および第六章「比較法的研究を通しての夫婦別産制の再検討」の六章から成り立つて居る。而して、第一章から第四章においては、英・